

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 大阪府の法人住民税引上げ

**Q** : 大阪府の法人住民税が引き上げられるそうですが、いくらになるのでしょうか。

**A** : 法人府民税の均等割部分について、資本等の金額が1億円超の法人では現行の2倍になります。

### 【解説】

法人の道府県民税には、法人の資本金などの額に応じた区分で税率が定められている均等割と、法人税法等の規定で計算した法人税額から一定の控除等をした額を課税標準とする法人税割があります。今回大阪府が超過課税を決めたのは均等割部分です。

均等割は、法人税割と違って会社の資本金規模に応じて設けられた段階に応じて一律に課税されますから、会社が赤字であっても課税されることになります。今回の改正で均等割額は次のようになります。

資本等の金額	改正前	改正後
50億円超	800,000円	1,600,000円
10億円超50億円以下	540,000円	1,080,000円
1億円超10億円以下	130,000円	260,000円
1千万円超1億円以下	50,000円	75,000円
1千万円以下	20,000円	20,000円

今回の改正は、平成13年4月1日から平成16年3月31日までに開始する事業年度について適用されるもので、3年間の時限措置となっています。

